

告 示

埼玉県告示第九百九十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字五反田七百八十一番一の一部、七百八十一番四の一部、七百八十一番十一の一部及び七百八十九番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

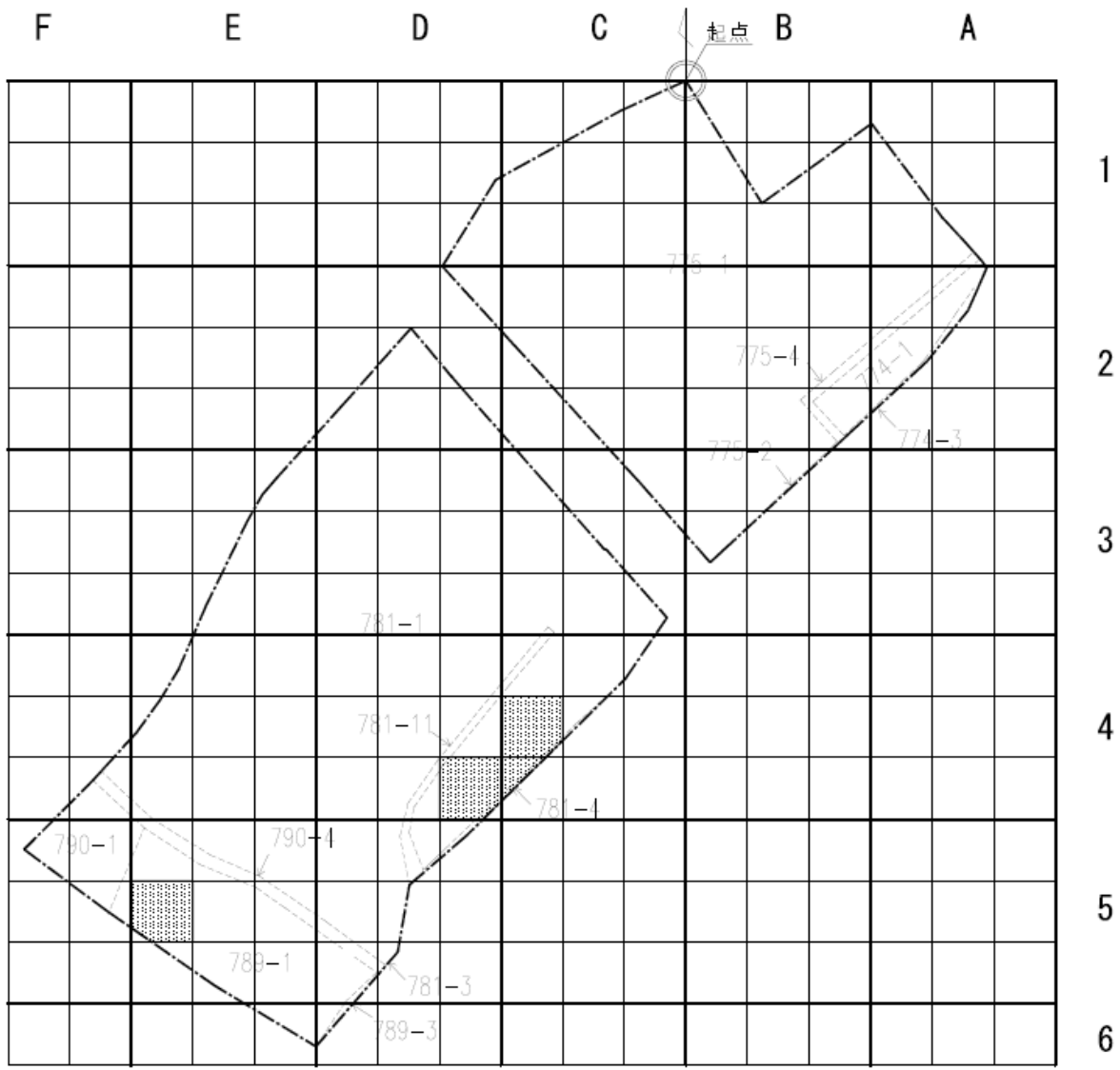
鉛及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物

質の種類

鉛及びその化合物

別図



起点
 起点は埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字五反田
 775-1の最北端とする

格子の回転角度 0°

- · — · — 敷地境界
- - - - 地番境界
- 単位区画 (10m格子)
- 30m格子

形質変更時要届出区域に指定する区画

■ 鉛及びその化合物

1
2
3
4
5
6